



沢辺税理士事務所通信

令和 6 年 4 月 1 日号
NO.122

ややこしい定額減税

法人、事業者の方へ 3 月に「定額減税のしかた」が税務署から突如送られて来ました。これ何??と思われた方も多いと思います。一応デフレ対策として昨年 11 月に閣議決定はされていた定額減税ですが、なぜ給付金ではなく減税?国が減税したという実績を作りたいから?という疑問は尽きません。そしてやはり、もらうだけの給付金ではないので事務処理がややこしいです。

定額減税は対象者ひとりにつき所得税 3 万円、住民税 1 万円が控除されます。恒久的な制度ではなく一度きりです。来年に持ち越しとかもできません。年金受給者の方は年金から、確定申告をされる個人事業者の方は確定申告時に控除されます。そして**給与所得者の方は令和 6 年 6 月 1 日以後に支給される給与から順次控除**していきますので、給与を支給される法人、事業者はそれまでに事務手続きを確認して、対応する準備をしておく必要があります。給与ソフトを使って給与計算されている方は、ソフトの対応内容も合わせて確認して下さい。

気になる**対象者は、本人 (R6.6.1 現在勤務されている甲欄適用の方で、令和 6 年の合計所得金額 1,805 万円以下の方)、扶養となる配偶者、扶養親族**となります (いずれも非居住者は除かれる)。例えば配偶者と 2 名の子どもを扶養されている方は所得税 12 万円、住民税 4 万円が減税になります。

の配偶者ですが、合計所得金額が 48 万円以下の方に限られますので、配偶者特別控除の対象となる配偶者は外れます。また年末調整等では本人の所得が 1,000 万円超のため配偶者控除が取れない方も、この定額減税ではカウントすることができます。このあたり年末調整上の扶養と判定が異なりますので、ややこしいです汗。

実際の給与計算では、各人の定額減税額をあらかじめ計算しておき、6 月以降に支給される給与賞与の源泉所得税から定額減税額を引き算します。納付書で納める源泉所得税も、もちろん引き算した後の税額を納めます。

6 月の給与から引ききれない場合は 7 月分、夏季賞与、8 月分・・・と、定額減税額を引ききれぬまで引いて行きます。そのため、**給与事務をされる方は現時点で誰がいくら引いているかというのを把握しておかないといけませんし、給与明細にも記載する必要があります**と思います。そのあたり国税庁 HP では「このエクセルファイルを使ってアナログに管理してね」と書いてあります・・・。

ちなみに住民税は、あらかじめ市町村が控除した後の金額を 5 月頃に通知してきます。

ところで定額減税で引き切れるほど税額がない方はどうなるのよ?という疑問が当然生じますが、**引ききれない部分は令和 7 年に給付金として支給**されるそうです。それなら最初から給付金にしたらって?全くその通りだと思います!